

法令改正

■違反を繰り返す自転車運転者に「安全講習」を義務づけ

【平成25年6月に公布された改正道路交通法の一部が施行されます】

平成27年6月1日より、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、安全運転を行わせるため講習の受講が義務づけられます（子どもでも14歳以上は対象）。

交通の危険を生じさせる違反とは、たとえば「信号無視」「一時停止」「遮断踏切立ち入り」「酒酔い運転」など以下の14項目の違反をさします。

これらの違反を3年以内に2回以上繰り返す自転車利用者に講習の受講を義務づけ、未受講者は罰金刑が適用されます。

（※平成27年6月1日以降の違反行為が対象となります）



① 信号無視	8 交差点優先車妨害等
② 通行禁止違反	9 環状交差点の安全進行義務違反
③ 歩行者用道路徐行違反	⑩ 指定場所一時不停止等
④ 通行区分違反	⑪ 歩道通行時の通行方法違反
5 路側帯通行時の歩行者通行妨害	12 ブレーキ不良自転車運転
6 遮断踏切立ち入り	13 酒酔い運転
7 交差点安全進行義務違反等	14 安全運転義務違反

2回以上違反を繰り返す自転車運転者に



■自転車安全講習／3時間／講習料5700円（標準額）

講習時間	3 時間
講習手数料（標準額）	5,700円（都道府県条例で別途定められる）
講習のポイント	<p>1 運転者としての資質の向上に関する事項、自転車の運転について必要な適性並びに道路交通の現状および交通事故の実態その他の自転車の運転について、必要な知識について行うこと。</p> <p>2 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>3 自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること</p>

① 信号無視 ①赤信号で交差点へ進入

②黄色信号で突入
③矢印信号とは異なる方向へ進む
※黄色信号…停止位置をこえて進行してはならない。
灯火表示された時に停止位置に隣接している為
安全に停止不可の場合を除く

⇒ 違反点数(普通車)2点/反則金7千円

② 通行禁止違反



人・クルマ・バイク・自転車・路面電車が通行する事を禁止



クルマ・バイク・自転車・路面電車が通行する事を禁止、人は通行できる



自転車が通行する事を禁止、人・クルマ・バイクは通行できる

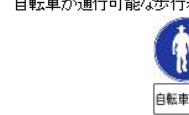


⇒ 違反点数(普通車)2点/反則金7千円

③ 歩行者用道路徐行違反



道路全体が歩行者専用の為、車両通行禁止



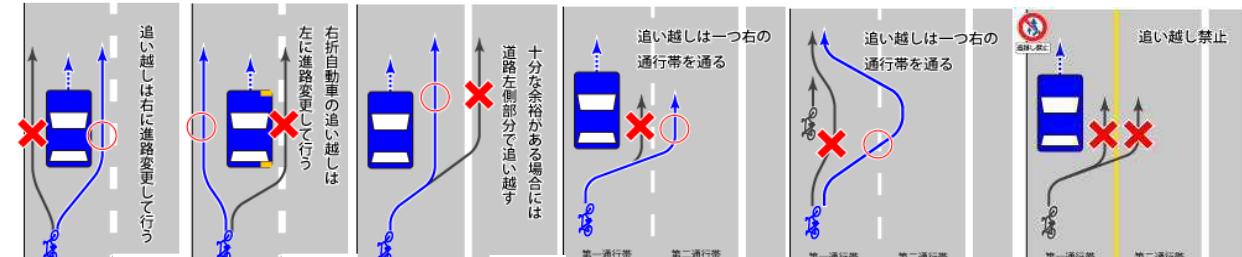
自転車が通行可能な歩行者用道路の道路標識の例



補助標識により自転車が禁止対象から除外されている場合がある
その際には、歩行者に注意して徐行

④ 通行区分違反

道路右側部分にはみ出している状況において、はみ出している。車道の逆走禁止。



⑩ 指定場所一時不停止等

止まぬ



①「止まぬ」の道路標識・停止線がある場所

②道路標識・停止線がなく、交通整理が行われていない交差点
③点滅赤信号

この違反は**不停止を対象としているので、超低速であっても徐行は違反です**

※ 停止位置は、クルマの停止場所と同じ

※ 自転車の一時停止は「片足を地面につくこと

⑪ 歩道通行時の通行方法違反

自転車は、歩道（縁石・ガードレールで区画）が設けられている道路においては、基本的に車道を通行しなければならないが、法で定められた条件を満たしている場合に限り、歩道を通行することもできる。

①「自転車通行可」の道路標識がある



②運転者が13歳未満若しくは70歳以上、又は身体に障がいを有している

- a. 路上駐車が多く、かつ右側に避けるのが困難
 - b. クルマの交通量が著しく多く、かつ車道が狭い
 - c. 煙り運転、幅寄せなどの危険運転や、理由もなくクラクションを鳴らすなど、クルマを用いた暴行行為を行う者がいる
- ※ “やむを得ない”は客観的に認められる必要あり
(例えは、経験不足のみを理由に歩道通行は許されない)

③ どうしても歩道を通りたい場合…

自転車から降りて、自転車を押して歩けば、歩行者として歩道を通行することができる

豆知識

- ◇ 歩道がない道路では、車道外側線は路側帯を兼ねます
- ◇ 歩道がある道路には、路側帯は存在しないことになるので、車道外側線が路側帯としての意味を持たない
- ◇ 徐行の速度はあくまで「直ちに停止できる速度」となり、歩行者や他のクルマに衝突したならば、徐行していかなかった事になる